

令和3年 教育委員会

第11回 定例会 議事日程

令和3年6月22日（火）

第1 議 案

【子ども総務課】

- (1) 議案第20号「押印等を求める手続等の見直しに係る千代田区教育委員会規則を改正する規則」
- (2) 議案第21号「学校職員服務取扱規程等の一部改正」

【指導課】

- (1) 議案第22号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

第2 報 告

【文化振興課】

- (1) 工事に伴う昌平まちかど図書館の開館時間変更について

【子ども総務課】

- (1) 令和3年第2回区議会定例会の報告
- (2) 今後の教育のあり方検討について
- (3) 軽井沢少年自然の家のあり方検討について

【子ども施設課】

- (1) 麴町小学校普通教室増に向けた改修工事について
- (2) お茶の水小学校新築工事について
- (3) (仮称) 四番町公共施設整備について

【指導課】

- (1) まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について
- (2) 区立小学校の特別支援学級新設について
- (3) いじめ、不登校、白鳥教室の状況

第3 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（7月5日号）

議案第20号

押印等を求める手続等の見直しに係る千代田区教育委員会規則を改正する規則

(千代田区教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 千代田区教育委員会公印規則(昭和43年千代田区教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)								
<p>第15条 <u>削除</u></p>	<p>(公印押印の省略)</p> <p>第15条 <u>軽易な文書で、慣習等により公印の押印を要しないと認めるものについては、公印管守者の承認を経て、公印を省略することができる。</u></p>								
<p>第1号様式(新調、改刻、廃棄申請書)</p> <p>年 月 日</p> <p>子ども総務課長 殿</p> <p>公印管守者 氏名</p>	<p>第1号様式</p> <p>年 月 日</p> <p>子ども総務課長 殿</p> <p>公印管守者 氏名 <u>印</u></p>								
<p>第2号様式(公印事故届)</p> <p>年 月 日</p> <p>子ども総務課長 殿</p> <p>公印管守者 氏名</p>	<p>第2号様式</p> <p>年 月 日</p> <p>子ども総務課長 殿</p> <p>公印管守者 氏名 <u>印</u></p>								
<p>第3号様式(公印台帳)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>受領者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>返還者</td> <td></td> </tr> </table>	受領者		返還者		<p>第3号様式</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>受領者</td> <td><u>印</u></td> </tr> <tr> <td>返還者</td> <td><u>印</u></td> </tr> </table>	受領者	<u>印</u>	返還者	<u>印</u>
受領者									
返還者									
受領者	<u>印</u>								
返還者	<u>印</u>								
<p>第5号様式(事前押印等申請書)</p> <p>年 月 日</p> <p>公印管守者 殿</p> <p>所 属</p> <p>職・氏名</p>	<p>第5号様式</p> <p>年 月 日</p> <p>公印管守者 殿</p> <p>所 属</p> <p>職・氏名 <u>印</u></p>								
<p>備 考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>									

(千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正)

第2条 千代田区立学校施設使用条例施行規則(昭和62年千代田区教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
<p>第1号様式(学校施設使用申込書)</p>	<p>第1号様式</p>

上記の理由により使用料の減額・免除を申請します。 申請者_____	上記の理由により使用料の減額・免除を申請します。 申請者_____ 印
--------------------------------------	--

備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（ちよだパークサイドプラザ条例施行規則の一部改正）

第3条 ちよだパークサイドプラザ条例施行規則（昭和62年千代田区教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
第1号様式（利用申請書） 下記の理由により減額、免除を申請します。 申請者_____	第1号様式 下記の理由により減額、免除を申請します。 申請者_____ 印

備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部改正）

第4条 千代田区立少年自然の家条例施行規則（昭和61年千代田区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
第3号様式（使用取消・変更申込書） 申込代表者 氏名_____ 住所_____ 電話_____	第3号様式 申込代表者 氏名_____ 印 住所_____ 電話_____
第5号様式（減額・免除申請書） 申込代表者 氏名_____ 住所_____ 電話_____	第5号様式 申込代表者 氏名_____ 印 住所_____ 電話_____

備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則の一部改正)

第5条 千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則(平成18年千代田区教育委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
第1号様式(任用選考申込書) 年 月 日 住 所 申請者署名	第1号様式 年 月 日 住 所 申請者署名 <u>印</u>
第2号様式(自己申告書) 年 月 日 住 所 氏名 <u>(自署)</u>	第2号様式 年 月 日 住 所 氏名 <u>印</u>
第3号様式(特別免許状検定授与申請書) 年 月 日 住 所 申請者署名	第3号様式 年 月 日 住 所 申請者署名 <u>印</u>
第4号様式(人物に関する証明書) 年 月 日 証明者 職名 氏名 <u>(自署)</u>	第4号様式 年 月 日 証明者 職名 氏名 <u>印</u>
第5号様式(身体に関する証明書) 年 月 日 所在地 医療機関名 医師名 <u>(自署)</u>	第5号様式 年 月 日 所在地 医療機関名 医師名 <u>印</u>
備 考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成12年千代田区教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
別記様式第4号(深夜勤務制限請求書等)	別記様式第4号

請求者 所属 氏名(自署)	請求者 所属 氏名	印
別記様式第5号(育児又は介護の状況変更届) 所属 氏名(自署)	別記様式第5号 所属 氏名	印
別記様式第7号(ボランティア活動計画書) 所属 氏名	別記様式第7号 所属 氏名	印
別記様式第8号(ボランティア活動報告書) 所属 氏名	別記様式第8号 所属 氏名	印
別記様式第10号(介護休暇申請事由変更届) 所属 氏名	別記様式第10号 所属 氏名	印
別記様式第11号(要介護者の状態等申出書) 所属 氏名	別記様式第11号 所属 氏名	印

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正）

第7条 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年千代田区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
別記様式第2号（扶養親族届） 氏名(自署)	別記様式第2号 氏名 印
別記様式第3号（給与減額免除申請書） 氏名(自署)	別記様式第3号 氏名 印

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改

める。

(幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第8条 幼稚園教育職員の住居手当に関する規則(平成12年千代田区教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
別記様式(住居届) 氏名(自署)	別記様式 氏名 印
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(千代田区立九段中等教育学校の入学金等徴収条例施行規則の一部改正)

第9条 千代田区立九段中等教育学校の入学金等徴収条例施行規則(平成17年千代田区教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
第1号様式(授業料分納許可申請書) 住所 保護者 氏名 電話番号	第1号様式 住所 保護者 氏名 印 電話番号
第3号様式(入学金等減免申請書) 住所 保護者 氏名 電話番号	第3号様式 住所 保護者 氏名 印 電話番号
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(千代田区立図書館条例施行規則の一部改正)

第10条 千代田区立図書館条例施行規則(平成19年千代田区教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
第1号様式(付帯施設利用料金制定(改定)申請書) 指定管理者名	第1号様式 指定管理者名

代表者氏名	代表者氏名	印
<p>備 考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>		

（千代田区文化財保護条例施行規則の一部改正）

第11条 千代田区文化財保護条例施行規則（昭和59年千代田区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現 行）	
第5号様式（指定同意書） 住所 氏名	第5号様式 住所 氏名	印
第9号様式（管理責任者選任（解任）届） 住所 氏名	第9号様式 住所 氏名	印
第10号様式（現状変更等届） 住所 氏名	第10号様式 住所 氏名	印
第11号様式（現状変更等完了書） 住所 氏名	第11号様式 住所 氏名	印
第12号様式（所有者等変更届） 住所 氏名	第12号様式 住所 氏名	印
第13号様式（氏名・住所等変更届） 住所 氏名	第13号様式 住所 氏名	印
第14号様式（文化財滅失等届） 住所 氏名	第14号様式 住所 氏名	印
第15号様式（文化財等所在場所変更届） 住所 氏名	第15号様式 住所 氏名	印

第16号様式（経費負担申請書） 住所 氏名	第16号様式 住所 氏名 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto;">印</div>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

学校職員服務取扱規程等の一部を次のように改正する。

(学校職員服務取扱規程の一部改正)

第1条 学校職員服務取扱規程(平成12年千代田区教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
別記様式第3号(職員証再交付願) 所属 職 氏名	別記様式第3号 所属 職 氏名 印
別記様式第6号(休暇・職免等処理簿(教育職員用)) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 申出等 月 日 <u>申出者</u> . <hr/> </div>	別記様式第6号 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 申出等 月 日 <u>職員印</u> . <hr/> </div>
別記様式第6号の2(休暇・職免等処理簿(事務職員・学校栄養職員用)) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 申出等 月 日 <u>申出者</u> . <hr/> </div>	別記様式第6号の2 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 申出等 月 日 <u>職員印</u> . <hr/> </div>
別記様式第7号(出張復命簿) 下記のとおり出張したので報告します。 出張者職・氏名	別記様式第7号 下記のとおり出張したので報告します。 出張者職・氏名 印
別記様式第8号(事務引継書) 年 月 日 前任者 職氏名 後任者	別記様式第8号 年 月 日 前任者 職氏名 印 後任者

職氏名	職氏名	印
立会人 職氏名	立会人 職氏名	印

<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>
--

（幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正）

第2条 幼稚園教育職員の通勤手当支給規程（平成12年千代田区教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
別記様式（通勤届） 氏名(自署)	別記様式 氏名 印

<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>
--

（パートタイム会計年度任用講師の通勤に係る費用弁償支給規程の一部改正）

第3条 パートタイム会計年度任用講師の通勤に係る費用弁償支給規程（令和2年千代田区教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
別記様式（通勤届） 氏名(自署)	別記様式 氏名 印

<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>
--

附 則

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

押印等を求める手続等の見直しに係る千代田区教育委員会規則及び訓令の一部改正について

1 改正経緯

令和3年4月22日付けで政策経営部総務課から押印等の見直しを実施するよう通知がなされ、申請者等から提出を求めている書類で押印等を求めているものがあれば、押印等を求める必要性を見直した上で順次押印等を廃止していくよう指示があった。

また、公印の押印を省略できる公文書の範囲が拡大され、行政機関等に向けて発信する公文書(重要なものを除く)については公印の押印を省略することを可能とする旨、同年5月31日付けで同課より通知があった。

2 改正概要

(1) 押印等を求める手続等の見直しに係る千代田区教育委員会規則を改正する規則

教育委員会規則の一括改正(11個)

① 様式中の押印部分について

ア 押印欄を削除する(記名のみで可)

イ 押印欄を削除する(署名が必要)

のいずれかの類型とする。

② 公印省略についての規定整備(公印規則第15条の削除)

公印省略に関する内容として、区長部局の「千代田区文書管理規程」が別紙のとおり一部改正された。

他方、教育委員会事務局の文書の取扱いについては、千代田区教育委員会事務局処務規則第9条第1項において「文書の收受、配付、処理及び施行については、千代田区文書管理規程の規定を準用する。」と定められている。

公印押印の省略に関して、千代田区教育委員会公印規則第15条の規定と、千代田区文書管理規程の規定が重複するため、当該公印規則第15条を削除する。

(2) 学校職員服務取扱規程等の一部改正

教育委員会訓令の一括改正(3個)

様式中の押印部分について

ア 押印欄を削除する(記名のみで可)

イ 押印欄を削除する(署名が必要) のどちらかの類型とする。

3 新旧対照表 別紙のとおり

4 施行期日 令和3年7月1日

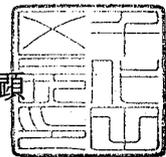
千代田区訓令第7号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

千代田区文書管理規程（平成20年千代田区訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月31日

千代田区長 樋口 高 顕



第2条第8号を削り、同条中第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第18条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前4項の規定にかかわらず、前項第1号に掲げる文書（電子文書に限る。）に基づく起案については、電子メールで処理することができる。この場合における電子メールによる処理の方法その他必要な事項は、統括責任者が別に定める。

第33条第1項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、施行文書が次のいずれかに該当する場合（法令等の定めにより公印の押印を要する場合を除く。）は、「（公印省略）」の記載をして、公印の押印を省略することができる。

(1) 対内文書

(2) 対外文書（対内文書を除く文書をいう。以下同じ。）のうち、区の機関に対し発信する文書

(3) 対外文書のうち、国、地方公共団体に対し発信する文書（重要なもの

掲 示 承 認
総 第 121 号
期自令和3年5月31日 間至令和3年6月14日
取扱者  印

を除く。)

(4) 対外文書(前2号に該当するものを除く。)のうち、軽易な文書
第33条第3項及び第34条第3項を削る。

附 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

議案第22号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年千代田区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>附 則 第1条～第8条（現行に同じ） <u>（令和3年度における夏季休暇の特例）</u> 第9条 <u>令和3年9月30日までの間に任用された幼稚園教育職員に係る令和3年度における第27条第1項の規定の適用については、同項中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「7月1日から11月30日まで」とする。</u></p>	<p>附 則 第1条～第8条（略） <u>（新設）</u></p>
<p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none">改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正趣旨

令和3年度における区長部局職員の夏季休暇については、新型コロナウイルス感染拡大等への対応のため夏季休暇の取得が困難な場合が想定されることから、特例として夏季休暇の承認期間が延長されることとなった。

区長部局職員との均衡を考慮し、幼稚園教育職員についても令和3年度における夏季休暇の承認期間を延長する。

2 改正内容

夏季休暇の承認期間の延長

令和3年度に限り、承認期間を「7月1日から11月30日まで」とする。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

工事に伴う昌平まちかど図書館の開館時間変更について

昌平童夢館の外壁改修工事を令和3年7月21日（水）～12月28日（火）の期間で実施することに伴い、昌平まちかど図書館の開館時間を下記のとおり変更する。

1 開館時間変更期間

- ① 令和3年8月10日（火）～9月20日（月）
- ② 令和3年12月10日（金）～12月28日（火）

上記期間中、午前中は休館とし、開館時間を 12:00～20:00 に変更する。

2 開館時間変更理由

- 1－①の期間：午前中に北側（図書館出入口側）の足場の組立を行うため。
- 1－②の期間：午前中に北側の足場の解体を行うため。

3 周知方法

広報千代田7月5日号、区ホームページ、館内掲示等により周知する。

発言通告書（総括表）

令和3年第2回定例会 代表質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
1	たかざわ議員 (自民)	<p>1 区民の命を守る、新型コロナ対策について</p> <p>2 秋葉原（外神田地区）における客引き対策について</p> <p>3 本区のデジタル化の推進に向けて</p> <p>4 今後の子育て・教育行政について</p> <p>5 地球温暖化条例・関連計画について</p> <p>6 再開発の進捗状況を踏まえ、今後どう取り組むか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種の進捗と見通しについて ・接種証明書パスポートの発行の是非について区の見解は ・悪質な店舗に対する対応 ・関係団体との連携は ・風俗化を止めるための手立ては ・デジタル社会を目指す区の見解は ・デジタルデバイト（情報弱者）への対応は ・人材確保は ・教育長の教育行政への考え方は ・教育長が就任して不在時と比較してどう変わったか ・ICT教育の課題と活用方法は ・国の動きは ・区の見解は ・外神田一丁目・飯田橋周辺・日本テレビ周辺・神田駅西側等の再開発は、積極的に進めるつもりか 	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
2	木村議員 (共産)	<p>(1) 今夏の五輪・パラリンピックを中止し、命とくらしを守るコロナ対策に力の集中を</p> <p>(2) 街路樹を守り育てるまちづくりについて</p>	<p>①五輪・パラリンピックの中止を決断するよう都知事はじめ関係機関に働きかけよ</p> <p>②コロナ対策として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・迅速なワクチン接種 ・大規模な PCR 検査の実施 ・中小事業者を励ます本気の支援を <p>求める。</p> <p>街路樹を守り育てるまちづくりは住民の願いである。そうしたまちづくりにむけ、沿道住民の声の尊重、専門家の役割重視などいくつかの提案を行う。</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和3年第2回定例会 代表質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
2	木村議員 (共産)	(3) 外神田1丁目南部地区再 開発事業について (4) 住宅基本条例の2つの改 正を求める	公共用地と公益施設を含む当該再開発事業は、①地権者はもとより住民と清掃事務所で働く現場職員の参加と合意②事業計画の住民への十分な情報公開③ハード・ソフト両面での関係者間におけるまちづくり像の共有、が欠かせないのではないかと。区長の見解を問う。 ①教育・保育環境を保持するため、区長が開発事業者に対し教育・保育施設の整備状況に配慮した計画になるよう要請できる規定を設けよ。 ②区の住宅施策に区民参加を促進するため、千代田区住宅政策審議会の設置を求める。	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
3	大串議員 (公明)	1. 認知症施策について 2. 都市計画マスタープランに ついて	昨年の9月、世田谷区は「認知症とともに生きる希望条例」を制定した。その特徴は①今までの認知症観の転換、②認知症への予防ではなく備えを、③区民をサポートではなく共に暮らし共に支え合うパートナーと位置付けたこと、④本人の意思の尊重と自分らしく人としての当たり前暮らしができる権利（ノーマライゼーション）を明記し尊重したことにある。まさに希望の条例である。そこで、 1) 千代田区の認知症施策推進にあたっての基本的な考え方を問う。 2) 千代田区版「認知症とともに生きる希望条例」の制定を提案する。所見は。 3) ノーマライゼーションという視点から改めて福祉や住まいに関する施策を見直しては。 4) 具体的施策について ① 認知症ケアパス（認知症ケアの手引き）を更新しては。 ② 早期発見・早期対応につなげるための工夫が必要。 ③ 本人が主体的に活動・発信できる場また認知症カフェなど本人また家族が交流できる場の拡充を。 ④ 地域で尊厳をもって自分らしく暮らしていくための体制拡充を。 都市計画マスタープランがいよいよ改定となった。そこで、 1) 改めて、都市計画マスタープランの改定にあたっての基本的な考え方は。 2) これまで進めてきた都市計画について何を反省し何を評価したのか。それを踏まえ、今回の計画で目指したものは何か、また特徴は何か。	区 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和3年第2回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
1	永田議員 (自民)	国産製品の導入推進について	新型コロナウイルスによるマスク不足は日本企業の中国工場への生産依存が原因であった。また、中国製パソコン、通信機器はセキュリティ上の問題が多く、サイバー攻撃に脆弱であると指摘されていることから公的使用は避けるべきだ。チャイナリスク回避、国内産業活性化の為、コスト重視ではなく安全な国産製品の採用を求める。	区 長 関係 理事 者
2	西岡議員 (自民)	子育て施策としての 屋内型の運動複合遊具施設事 業について	<p>●多彩な子供の遊びと成長機会を創出し、ユニバーサルデザインに配慮された、遊具選定や、配置に工夫した複合遊具の設置をしてはどうか。</p> <p>●本区では園庭の無い保育園が多数あり、子供の体力低下や、遠方の公園への移動負担に繋がっている。</p> <p>本区の特徴をいかし、個人と団体が予約制で利用可能な屋内型の運動複合遊具施設を、区と民間企業が連携した事業展開をすべきではないか問う。</p> <p>●再開発事業計画で子供の遊び場を確保する要件として検討してはどうか。</p>	区 長 教 育 長 関係 理事 者
3	長谷川議員 (紡ぐ会)	秋葉原のまちづくりと客引き 行為等の防止について	千代田区公共の場所における客引き行為等防止に関する条例が2014年(平成26年)4月に施行された。昨年7月に外神田一丁目、三丁目地域が客引き行為等防止重点地区に指定され、パトロール等周知広報活動をしているが状況に変化が見られない。秋葉原のまちづくりと今後の取り組み等について問う。	区 長 関係 理事 者
4	小枝議員 (声)	子どもたちに説明できる まちづくりを	<p>1) 教室不足・学校不足、30年来の過密都市化、規制緩和によって生じている諸問題、コロナ禍で新たに生じた諸課題について整理をしてください。</p> <p>2) 子どもたちの環境を守るためのシミュレーションを行政が責任を持って行うべき。また、平成30年8月番町住民の質問状に答えた「区としても、構想段階において、どのような検討ができるのか探っていきたいと考えます」との宿題はどのように。</p> <p>3) 公有地拡大法による過去20年の履歴と分析について</p>	区 長 教 育 長 関係 理事 者

発言通告書（総括表）

令和3年第2回定例会 一般質問

No.	発 言 者	発 言 事 項	発 言 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
5	池田議員 (自民)	・ 放課後の居場所づくりの強化について	・ 保育園の新設により待機児童の解消に一定の成果が表れてきた。今後は学校の教室が増加する中で、放課後の居場所づくりの強化が求められるが、お考えは。	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
6	飯島議員 (共産)	1) 発達障害児の支援強化について 2) 「生理の貧困」解決はジェンダー平等の課題のひとつ	児童人口の5～6%は存在している発達障害児は、早期発見と適切な療育や教育環境のなかで、社会的機能を高める効果が期待されている。 就学前、低学年児童への支援強化を求める。 ① コロナ禍の影響への対応策 ② 学校内の専門性に基づいた対応 ③ 子ども発達センターの拡充 ④ 療育経費助成の拡充 など 女性の生理（月経）は人類が子孫を残すためのものであるにも関わらず、その精神的・肉体的・経済的負担は女性だけが負っている。軽減のための施策を求める。 ① 区立学校の学びの中で ② 女子トイレ・だれでもトイレ内に生理用品設置を	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和3年第2回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
7	牛尾議員 (共産)	<p>1 不登校となった子どもへの支援について</p> <p>2 オリンピック・パラリンピックの学校連携観戦について</p>	<p>(1) 教育委員会の不登校への認識と対策の基本姿勢を聞く</p> <p>(2) 子どもの居場所である白鳥教室の充実について ◇人員体制の拡充を ◇受け入れる十分なスペースの確保を</p> <p>(3) 学校以外の様々な学びの場をきちんと認めるとともに十分な公的支援を求める ◇自宅での学びの支援について ◇フリースクールの費用への補助の創設を</p> <p>(4) 神田一橋中学校通信教育課程について ◇全国唯一の卒業資格が得られる中学校通信教育課程を様々な学びの場の一つとして、国に対し入学対象を広げるよう要請を ◇通信教育課程で学ぶ全ての希望者への柔軟な対応を求める</p> <p>コロナの感染リスクを負わせる学校連携観戦は中止の判断を</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
8	山田議員 (自民)	<p>ワクチン接種について</p> <p>喫煙所整備について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・接種状況 ・急なキャンセルに対しての対応 ・個別接種の状況 ・高齢者や障害をお持ちの方への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙者と非喫煙者の共生についての考え方 ・「千代田区公衆喫煙所設置経費等助成要項」改正点とは ・また、改正によって、ビル管理者やコインパーキングの事業者への働きかけは行っているか。 	区 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和3年第2回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
9	小野議員 (都ファ)	1, 令和の日本型教育を推進するために必要な現場対応力向上の支援について	<p>(1)時代とともに変化し一層のニーズ拡大が見込まれる学びの選択、教育環境の選択に対する現状の扱いと今後の支援について区の見解をうかがう。</p> <p>(2)発達に特徴があり成長過程で個別対応が必要な子ども達の成長支援、学習支援を区は具体的にどう支えるのかうかがう。</p> <p>(3)小学生の重すぎるランドセル問題について区内小学校の現状と対応をうかがう。</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
10	林議員 (自民)	千代田DX デジタルトランスフォーメーション Digital Transformation 個人情報保護条例の見直し 本区の事業部制の成果と課題	<p>千代田区のDXとは? デジタル改革関連法と千代田区の対応</p> <p>個人情報保護条例の見直しの進捗状況</p> <p>事業部制の現状と、これまでの成果と課題 事業部制と千代田区DXの推進 事業部制を維持か? 機能別組織などに変更するか?</p>	区 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和3年第2回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
11	米田議員 (公明)	ワクチン接種について デジタル弱者について	区でも5月24日から本格的な集団接種が始まった。 <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの接種状況と課題は ・今後の接種スケジュールと予約方法について ・自衛隊が行っている大規模接種会場との連携 ・職場や大学での接種について ・12才からの接種について 5月12日にデジタル改革関連6法が成立した。今後は行政を中心にデジタル化が強力に進み区民生活の向上につながると考える。 デジタル化を進めるにあたっては、スマホをはじめデジタル機器に不慣れな方や、持っていない方等のデジタル弱者へのサポートや環境の整備が重要と考える。 そこで今後、デジタル化を進めるにあたり、デジタル弱者に対してどのように支援をしていくのか区の基本的な考えを伺う。またデジタル弱者に対する支援策を提案する。	区 長 関係 理事 者
12	岩田議員 (立民)	低気圧や気圧の変化などが引き起こす健康被害等について	区の対策としてはどのようなものを考えているのか。 また今後はどのようにあるべきと考えているか。	区 長 教 育 長 関係 理事 者
13	内田議員 (自民)	1. コロナ禍における財政運営について 2. ヒートアイランド対策について 3. マンション管理の適正化について	<ul style="list-style-type: none"> ・基金の活用と今後の財政運営について ・世代間の公平性を考え、区債の検討も必要では <ul style="list-style-type: none"> ・東京都と連携した長期的・広域的な対策 ・災害対策事業計画に記録的猛暑を追加すべき <ul style="list-style-type: none"> ・限界マンションの対策について ・マンション管理の適正化推進条例の進捗状況は 	区 長 関係 理事 者

令和3年第2回区議会定例会 教育委員会関係質問・答弁概要

自民	たかざわ 秀行 議員	代表質問	1
質問要旨	1 今後の子育て・教育行政について (1) 教育行政の専門家の立場から厚生労働省の子育て部門も所管する本区の執行体制についての認識を伺う。 (2) 区に縁深い教育長の教育行政に対する思いの一端をお聞かせください。 (3) 「一人一台端末」「校内通信環境」の整備の進捗や活用方策について		
答弁者	教育長、教育担当部長		

<教育長>

たかざわ議員の今後の子育て・教育行政に関するご質問にお答えいたします。

まず、厚生労働省の子育て部門も所管する本区の執行体制についてですが、議員ご案内のとおり、国の省庁創設に向けた動きを考えますと、先駆的、特徴的取り組みであり、子どもをまん中に置いた社会づくり、子どもを産み育てやすい社会づくりに大きく貢献するものと考えております。殊に、教育現場を経験した私にとっては、就学前から子どもの育ちを継続的に見られ、福祉や教育の施策を横断的に捉え直し、切れ目のない支援を実現できる執行体制であると認識しております。

次に、教育行政への思いについてですが、子どもを取り巻く状況は、AIやICTなどの技術革新やグローバル化の一層の進展などにより、日々刻々と変化しており、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は子どもたちの日常生活にも大きな影響を与えています。このような変化の激しい予測が困難な時代にあっては、今まで以上に、子どもたち自身が、主体的に考え、行動し、多様な人々と協働し、新たな価値観を創造していく力を身に付けられるよう、共に育てていくことが大切であると考えています。また、私は「現状維持は後退なり」という言葉を大切にしております。このような社会状況が急速に進展する中、現状に満足した瞬間に後退が始まっていると思うからです。このため、日々の結果に満足することなく、常に結果を検証し、一步一步確実に前進を続けていきたいと考えております。さらに、現場を応援することを基本に、取り組んでいる施策の先には、「千代田区の次世代を担う子どもたちの輝く未来のために」ということを念頭に推進することであるとと考えております。

私事ではございますが、私は、子供の時分、神田猿楽町に暮らし、錦華幼稚園、錦華小学校、そして一橋中学校を卒業いたしております。

錦華小時代は「多動」で、先生方からはしょっちゅう叱られておりました。通知表の所見欄には毎年「落ち着きがありません。」と書かれてしまうような子どもでございました。しかし、その厳しい指導の中にも先生方の愛情がありました。このように恵まれた千代田区の教育環境で伸び伸びと育つことができました。

その後、学校の教師、管理職、そして教育委員会における様々な経験を経た後、この度、ご縁をいただき、教育長の任に就いたところでございます。なお、現在は懐かしき猿楽町の程近く、神田神保町に居を構えております。

このような組織の長として就任し、早2か月。改めまして、職責の重さに身の引き締まる思いでございますが、幼少期における私自身のことを振り返りましても、子どもたち一人ひとりの個性を見極め、特徴に合わせた対応をすることで、各人の能力は存分に伸ばすことが可能だと確信しております。

また、教育、あるいは保育の世界は、これで良いと満足することは一つもありません。

ん。このため、現場の教員、保育士等の指導力、保育力の向上を積極的に求めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、この間、教育現場で管理監督者として指導してまいりました経験を活かし、生涯に亘る人格形成の基礎を培う乳幼児期から学校教育期までを通した子育て・教育施策につつまして、議会の皆様方のお力添えを賜りながらスピード感を持って進めてまいり所存でございます。

<教育担当部長>

たかざわ議員の「一人一台端末」「校内通信環境」の整備の進捗や活用方策についてのご質問にお答えいたします。

本区では、昨年度、各学校に一人一台タブレット端末環境を整備いたしました。児童・生徒が自らの興味・関心に応じて主体的かつ、問題解決的に学習を進めるためのツールとして、このタブレット端末が活用されるべく、各校における教員研修や情報教育担当者研修の充実、支援員の配置などによる技術的サポート体制の構築に努めているところです。

また、校内の高速通信環境については、昨年度中にハード面の改修を終えております。今後は、システムのリプレースを機に9月を目途に学習及び校務における高速通信化が実現される予定です。

また、導入されている環境の活用方策についてですが、現在の活用状況について、教職員への実態調査を行っております。その実態調査によりますと、活用方策の中のデジタル教科書などの教材や動画の提示、オンライン会議システムについては、区内学校におけるほぼ全ての教職員が活用できておりますが、一方で、文部科学省中央審議会答申の「令和の日本型学校教育の実現」の中でも述べられている多様な意見を共有しつつ、合意形成を図るなどの協働的な学びを実現するにあたってのタブレット端末の活用には課題があると認識しております。

教育委員会といたしましては、こうした現状と課題を踏まえ、環境を生かした充実した教育活動を推進するため、ICTの活用についての実践事例や情報を各学校に提供したり、教員を対象としてタブレットを活用した協働的な学びの実践をし、ICT機器を文房具として活用できる資質を育成する研修をするなど、日常的にICT機器を活用して魅力的な授業を展開できる人材の育成を目指しているところです。

今後これらを取組を継続していくとともに、各校の活用状況を把握し、実態に合わせて発展させていくことで、学校におけるICT教育がさらに充実すべく、取組を進めてまいります。

自民	西岡めぐみ 議員	一般質問	2
質問要旨	1 子育て施策としての屋内型の運動複合遊具施設事業について 本区の特性をいかし、個人と団体が予約制で利用可能な屋内型の運動複合遊具施設を、区と民間企業が連携した事業展開をすべきではないか。		
答弁者	子ども部長		

<子ども部長>

西岡議員の「屋内型大型遊具施設」についてのご質問にお答えいたします。

都心に立地する本区におきましては、地価や賃料が極めて高く、屋内外に園庭がある保育園がごく一部に限られております。

このため、区がバスを借り上げ、各保育施設に利用を促す屋外活動支援事業や施設の入園や利用に要した経費を補助する保育充実加算などを実施し、各保育施設における屋外活動を支援しております。そして各保育園では、毎日のようにお散歩に出かけ、

公園に行くまでの時間、地域の人との交流、出会いも大切にしております。また、毎日違う公園に出かけるなどの工夫をしながら、限られた代替園庭を融通し合いながら利用しているところでございます。

一方、面積の大きい公園用地の確保は大変難しいことは西岡議員ご指摘のとおりでございます。

そこで、オフィスビルが多く存在しているという本区の特性を踏まえたご提案である「保育園の集中する地域のビル内への屋内型大型遊具施設の整備」についてでございます。

遊ぶ場所として一定の広さを確保できれば、子どもたちはもちろんのこと、保護者の方々にも喜んでもらえることと思います。

一方、実現するためには、適した物件の確保、賃料等の財政負担、運営手法など、解決すべき課題も見込まれるところでございます。

従いまして、まずは、ご例示いただきました他の区市町村における事例につきまして情報収集を行ってまいりますとともに、ご提案いただきました「まちづくりの中の課題解決」という手法につきましても、今後、研究を行ってまいります。

声	小枝すみ子 議員	一般質問	4
質問要旨	麴町小学校は5年で35人学級を実現するにあたりそれまでもつのか。それでも足りない部分をどう対応するのか。無責任な都市政策が「教育と文化の千代田」を劣化させる方向を招いているとは思わないか。まとめて、お答えください。		
答弁者	教育担当部長		

<教育担当部長>

小枝議員の、教室不足・学校不足のご質問にお答えいたします。

まず、麴町小学校は35人学級を実現するにあたり教室不足にならないのか、足りない場合はどう対応するのか、都市政策が「教育と文化の千代田」を劣化させる方向を招いているとは思わないかについてですが、麴町小学校につきましては今回の区民館和室の転用により、令和7年度に35人学級が6学年で実施されても対応可能と見込んでおります。また、千代田区の都市政策が区を劣化させる方向を招いているとは思わないかにつきましては、そのように捉えておりません。

次に、子どもたちにも先生方にも、何らかのひずみがないかにつきましても、施設的な教育環境によるひずみは生じていないものと認識しております。

次に、5年間での35人学級化で九段小学校は何年まで行けるかについてですが、目的別教室の転用などにより対応は可能と考えておりますが、適宜、児童数の把握に努めるとともに、創意工夫をしながら対応をしてまいります。

いずれにしましても、人口増に伴う児童・生徒の急増により区立学校の運営に様々な課題が生じていることは教育委員会でも認識しており、今年度から「今後の教育のあり方検討協議会」を設置し検討を開始します。未来を担う子どもたちのために、議会にもご意見をいただきながら、本区の特徴を生かした、今後の教育のあり方についての検討を進めてまいります。

自民	池田 ともりの 議員	一般質問	5
質問要旨	保育園の新設により待機児童解消に一定の成果が表れてきたが、今後は小学校の教室の増加に伴い、放課後の居場所づくりの強化が求められるが、どう考えるか。		
答弁者	区長、子ども部長		

<区長>

池田議員の放課後の居場所づくりの強化に関するご質問にお答えいたします。

我が国における放課後児童対策は、様々な変遷を経た後、平成 19 年度から放課後子どもプランを立ち上げ、本区でも放課後子ども教室と学童クラブを連携・一体化させて実施しております。

子どもたちは小学校生活 6 年間で、多くのことを学びます。各教科等で数えきれないほどの知識に触れ、様々な体験を得ることができます。

そして貴重な経験や発見は授業だけにとどまりません。放課後の時間の中で、遊びの中から自分の興味を追求していくことが個々の能力を進展させ、自立や社会性をも育むことになる。すなわち、放課後の活動、居場所は、児童・生徒の成長にとって大切なものであると私も認識しております。

池田議員ご指摘のように、様々な課題はございますが、放課後の居場所としての環境整備には今後とも尽力してまいりたいと考えております。

なお、詳細については関係理事者から答弁いたします。

<子ども部長>

池田議員の放課後の居場所づくりの強化に関するご質問に区長答弁を補足してお答えいたします。

学童クラブにつきましては、区立の学童クラブに加え、学校内に設置している学童クラブ、小学校から至近の距離に設置している学童クラブなど、多様な学童クラブを整備しております。

また、すべての区立小学校内におきまして、「放課後子ども教室」を実施することにより、放課後から午後 5 時までは、すべての在校生を対象に学びや遊びのプログラムを提供しているところでございます。

これによりまして、学童クラブの入会希望者につきましては、第 3 希望までのクラブには入会することができ、現在のところ、待機児童ゼロを継続しているところでございます。

一方、地域によりましては学校内に設置している学童クラブのスペースに制約があるため、定員が 1 年生と 2 年生だけで埋まってしまうという状況も生じております。学童クラブの拡充につきましては、場所の確保が非常に困難であることは池田議員ご案内のとおりでございます。

ご提案の「新たな施設整備」につきましては高いハードルがあると認識しておりますが、児童・生徒の放課後の活動、居場所の大切さを再認識し、様々な手法を検討してまいりたいと考えております。

共産	飯島 和子 議員	一般質問	6
質問要旨	<p>1 発達障害児への支援強化について</p> <p>① 発達障害児が普通学級で学ぶことについての見解</p> <p>② コロナ禍による非日常学校生活が強いられる中で、障害の特性でもある多動性やこだわりなどがある児童への影響と対応について</p> <p>③ 特定の教員に負担が集中しないよう学校全体で支える仕組みになっているか</p> <p>④ さくらキッズの登録人数が増え続け、拡充対応では限界であり、増設について見解を問う。</p> <p>⑤ 療育経費助成の限度額が1万円限度では実際の負担額に対して少なすぎるため、限度額の増額を求める。</p> <p>2 生理の貧困について</p> <p>① 学校の授業で、生理時の精神的・肉体的影響について全員が学ぶ必要性についての見解</p> <p>② 区立学校のトイレへ生理用品を設置する取り組みについて</p>		
答弁者	教育担当部長		

<子ども部長>

飯島議員のご質問のうち、さくらキッズの増設と療育経費助成についてのご質問にお答えいたします。

本区の子ども発達センター「さくらキッズ」は児童福祉法によらずにサービスを提供しております。

そして、法に基づく児童発達支援センターとは異なり、サービス供給量の制約がなく、無料でご利用いただける子育て支援施設として人気も高く、これまでもご評価をいただいております一方、最近の登録児童の増加に伴う態勢整備は重要な課題と認識しております。

このため、既存のさくらキッズの事業を拡充し機能を強化する方向での検討と併せまして、他の地域への増設や新たな民間施設の開設誘導、第2期障害児福祉計画に掲げた児童発達支援センターの新設も含めて、引き続き多角的に検討してまいります。

次に、「発達障害等相談・療育経費助成」制度における助成経費限度額の引き上げについてでございますが、民間の児童療育施設によっては、独自プログラムを実施して他の施設よりも高額な料金を設定しているところもあることは承知しております。

その一方で、これまで本区の助成制度をご利用いただいております実績を分析いたしましても、助成限度額を下回る額でご利用されている方がほとんどでございます。

従いまして、本制度における助成限度額の増額につきましては、慎重な議論が必要であろうと考えております。

<教育担当部長>

飯島議員のご質問にお答えします。一点目の「発達障害児の支援拡充について」です。

まず、発達障害児の通常の学級で学ぶことへの見解についてですが、教育委員会はこれまで、共生社会形成の観点から、地域の中で共に学ぶために必要な支援体制を整備することが必要であるとの見解のもと、その充実を図ってまいりました。そして、発達障害者支援法、また学習指導要領の規定に則り、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を併せたものとして、教育支援シートを作成しております。教育支援シートは区立学校在籍の全児童・生徒のうち5.8%について作成しており、学校では保護者・関係機関と連携し、発達障害等の児童・生徒に必要な支援を講じております。ま

た、発達障害の児童・生徒については、多様な学びの場として通常の学級に通いながら特別支援教室に通うこともでき、全ての学校において適切な指導ができる体制を整えているところです。

次に、コロナ禍における障害特性への対応についてですが、発達障害児等へは一人一人の特性に合わせた支援が必要であり、コロナ禍における対応についても同様です。例えば、感覚過敏によりマスクの着用が困難な子どもがいた場合、マスクの素材について保護者や本人と相談したり、フェイスシールドの利用や距離をとって活動を行うことなどを検討します。また、三密の回避など、感染症対策における対応の理解が困難な場合には、イラストや動画を用いて分かりやすく説明し自ら対応を選択して身を守る行動ができるよう指導しています。文部科学省が作成している「学校の新しい生活様式」にも分かりやすいイラストが示されており、各学校園においては独自のイラスト等も示しながら指導しているところです。

次に、教員への負担と学校全体で支える仕組みについてですが、学校園においては、校内委員会、園内委員会を設置し、支援を必要とする児童等の把握、担任への具体的な支援、全教職員への理解啓発、保護者や関係機関との連携を行っています。委員会のメンバーとして、管理職、特別支援教育コーディネーター、学級担任、通級指導担当教員等が集まり、支援について検討・協議します。また、保護者の要望や学校の必要に応じ、関係している機関の心理や医療の専門家を交え支援を検討します。組織的に対応を行うことで、特定の教員へ負担をかけず、また保護者や必要とする関係機関も交えて必要な支援が行えるよう体制を整備しております。今後も、教職員一人一人が専門性に基づいた対応を行えるよう区としても支援してまいります。

2点目の、「生理の貧困」についてのご質問にお答えいたします。

まず、「学校の授業で、生理時の精神的・肉体的影響について全員が学ぶ必要性についての見解」についてですが、教育委員会としては、学校における生理も含めた性教育は、児童・生徒の人格の完成を目指す人間教育の一環として、「生命の尊重」、「人格の尊重」、「人権の尊重」などの根底を貫く人間尊重の精神に基づき行われるものとの見解のもと、男女の区別なく全員が学ぶこととしております。

女性の生理については、議員ご指摘のとおり、小学校学習指導要領において、第4学年体育科の指導内容「体の発達・発育」の中で、初経、精通や、異性への関心の芽生えといった思春期の心身の変化について学ぶこととされています。中学校学習指導要領においては、第1学年の保健体育科の指導内容「生殖に関わる機能の成熟」の中で、思春期には、生殖機能が発達し、男子では射精、女子では月経が見られ、妊娠が可能となることを理解できるようにすることとされております。区立学校では、学習指導要領に則り、小学校では一人一人の違いを認め合い、お互いに助け合って協力していくことの大切さ、中学校では心や体はひとそれぞれ違っていて多様であることを理解し、お互いを尊重し合う人間関係を作っていくことの大切さを指導しております。

次に、区立学校のトイレへ生理用品を設置する取り組みについてですが、学校の女子トイレへの生理用品の設置につきましては、本年3月の予算特別委員会における総括質疑でのご指摘や、4月の区長並びに教育長あての「みんなの生理」など3団体からの要望を踏まえ、東京都や先行して設置している他自治体の事例も参考にしつつ、学校と設置に向けた協議をしております。

共産	牛尾 こうじろう 議員	一般質問	7
質問要旨	<p>質問要旨</p> <p>1 不登校の子どもたちへの支援について</p> <p>(1) 千代田区での不登校の状況と認識、基本姿勢についてと、「学校復帰」を前提の姿勢ではなく、相談しやすい丁寧な相談体制や、学校以外の相談の場も必要ではないか</p> <p>(2) 白鳥教室の「適応指導教員の任用に関する要綱」の勤務日数16日となっている要綱を見直し、指導員を正規化し複数配置すべきではないか</p> <p>(3) 白鳥教室の場所の拡充として、近隣のビルの一室を借り上げたらどうか</p> <p>(4) 不登校などで自宅で過ごしている子どもたちの学びの保障についてどのような手立てを講じているか</p> <p>(5) タブレット学習、オンライン学習は一つの手段だが、子どもの状況や自主性を尊重しての活用を求める。区の考えは</p> <p>(6) フリースクールへ通う子どもたちへの助成制度を創設することを求める。</p> <p>2 神田一橋中学校通信教育課程について</p> <p>(1) 尋常小学校卒業または国民学校初等科修了の対象を緩和するよう国に求め、それまでは別科生の入学を認めるべきではないか</p> <p>3 オリンピック・パラリンピック学校連携観戦について</p> <p>(1) 学校長や先生方に対し、区は観戦の是非を含め意見を聞いたのか。聞いてなければ聞くべきではないか</p> <p>(2) 学校連携観戦は中止の判断をすべきではないか</p>		
答弁者	教育担当部長		

<教育担当部長>

牛尾議員のご質問にお答えいたします。一点目の

「不登校となった子どもへの支援について」です。

はじめに本区の不登校の状況と認識、基本姿勢についてと、「学校復帰」を前提の姿勢ではなく、相談しやすい丁寧な相談体制や、学校以外の相談の場の必要性についてですが、不登校の児童・生徒数は年々増加傾向にあることは本区においても同様の状況であり、喫緊の課題と認識しております。また、議員ご指摘のように、不登校の児童・生徒への対応としては、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立することを目指すための支援が必要であるとの基本姿勢で取り組んでおります。従って、保護者や児童・生徒との相談においても、「学校復帰」を前提としておらず、相談場所も学校だけでなく、児童家庭支援センターの教育相談、白鳥教室なども相談場所としております。

次に、白鳥教室の指導員の勤務日数の見直しや、人員、場所の拡充についてですが、白鳥教室の令和2年度の登録数は児童8名、生徒9名の計17名となっており、前年令和元年度の計12名と比しても増加傾向にあります。この背景には、不登校者数の増加もありますが、ニーズに応じて通室登録がしやすいよう、入室への手続きを簡素化したこともその要因としてあげられます。教育委員会としましては、この白鳥教室が不登校及びその傾向にある児童・生徒が社会的自立に向けた支援を受けられるセーフティ・ネットとしてさらに充実した機能を果たせるよう、受け入れ態勢や指導内容の充実に努めております。議員ご指摘の指導員や場所等に関する白鳥教室の機能の拡充につきましては、引き続き検討を進めてまいります。

次に、自宅で過ごす子ども達への学びの保障についてですが、不登校やコロナ禍に

において自宅で過ごす児童・生徒の学習については、担任が電話や ICT 機器等を活用して本人や家庭とつながり、学習課題を提示したり、進捗状況を確認したりするなど、学びの保障を担保できるよう支援に取り組んでおります。

次に、子どもの自主性を尊重したタブレット端末の活用についてですが、不登校の子ども達への支援としてのみでなく、日常の学校における教育活動の中でも進めるべき課題であると捉えており、推進しているところです。一例をあげれば、昨年配布したタブレット端末には、学習状況に応じて問題を進められるアプリケーションをインストールし、個別最適な学びを自主的かつ主体的に取り組める教材の一つとして、各学校において活用されています。今後もより主体性をもって学びを進めることができるツールとしての活用が進むよう、学校と連携して進めてまいります。

次に、フリースクールへ通う子供への助成制度についてですが、教育委員会といたしましては、現在のところ、学校教育法第1条に定められている学校、いわゆる1校以外の場に通うことについての助成制度の創設は考えておりません。

2点目の、神田一橋中学校通信教育課程についてお答えいたします。神田一橋中学校通信教育課程は、昭和23年3月に当時の一橋中学校に設置されて以来、701名の方が卒業または修了されております。議員ご指摘のとおり、入学は、「尋常小学校卒業及び国民学校初等科終了者に限る」となっており、令和3年度は、第3学年に1名が在籍するのみとなっております。こうした状況の中、本年4月には、「夜間中学校と教育を語る会」から教育長あてに、通信教育課程の入学条件の見直しを求める要望書が提出されました。

国に対し入学対象を緩和するように求め、別科生の入学を認めるべきではないかのご質問についてですが、令和4年度以降の入学募集にあたっては、規定に基づく別科生の募集について、教育委員会と学校長とで協議をしているところです。

いずれにいたしましても、全国で2校のみとなっている中学校通信教育課程実施校のひとつである神田一橋中学校の通信教育課程につきましても、引き続き国及び東京都とも協議しながら継続して実施していくよう取り組んでまいります。

3点目の、オリンピック・パラリンピック学校連携観戦についてのご質問にお答えいたします。

観戦の是非に関する学校との意見調整についてですが、現在は、各学校園から配券希望を取り、その希望に応じて都から割当がなされているところです。今後は7月に実地踏査を行い、感染症や熱中症対策を講じられるか確認するほか、各家庭の希望を尊重できるよう、学校園より各家庭へ観戦の希望調査なども検討をしております。引き続き各学校園長と連携し、オリンピック・パラリンピック教育を推進してまいります。

また、「学校連携観戦の中止の判断」についてですが、学校連携観戦は、これまで行ってきたオリンピック・パラリンピック教育で重点的に育成すべき5つの視点である、ボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚の育成の集大成として位置付け、大会の雰囲気を感じ、その後の人生の糧となるような、かけがえのないレガシーを子どもたちの心と体に残すことを目的としております。実施については、子どもの安全を第一に考え、国や東京都の動向を注視し、各学校園と協議の上、検討してまいります。

都ファ	小野 なりこ 議員	一般質問	9
質問要旨	<p>1 「時代とともに変化し一層のニーズ拡大が見込まれる学びの選択、教育環境の選択に対する現状の扱いと今後の支援について区の見解をうかがう。</p> <p>① 対応が一律でないことについての現状の把握</p> <p>② 納得のいく教育環境での学びを全面的に支援することについての区の考え</p> <p>③ フリースクールと在籍学校との連携モデル事業について</p> <p>2 発達に特徴があり成長過程で個別対応が必要な子ども達の成長支援、学習支援を区は具体的にどう支えるのか</p> <p>① 発達障害に関する知見と実践的手法向上に関する実証実験について</p> <p>② 発達障害児の保護者への情報提供が重要なため、公的な支援、民間の療育、学校情報、企業の採用情報、働き方のロールモデルなど、千代田区版プラットフォームを設けてはどうか？</p> <p>3 小学生の重すぎるランドセル問題について区内小学校の現状と対応はどのようになっているか</p>		
答弁者	子ども部長、教育担当部長		

<子ども部長>

小野議員のご質問のうち、発達に特徴のあるお子様をお持ちの保護者への情報提供に関するご質問にお答えいたします。

発達障害に関する療育をはじめとする各種サービスや支援機関等の情報は教育のみならず、医療、福祉、労働等様々な分野に及び多岐に亘る膨大な情報量がございます。

このため、サービスの申請やご利用にあたっては、保護者等の皆様にはわかりにくく、ご不便をおかけするような状況も生じやすくなっているものと存じます。

議員ご指摘のとおり、発達障害支援に関する欲しい情報を俯瞰しながら、容易にアクセスできるような機能を区として新たに構築することは、有効な対応策であると考えます。

議員ご提案の民間の療育事業や学習支援塾のご紹介を行政として行うことは難しい状況でございますが、まずは東京都をはじめ各種関係機関とも連携協力体制を強化して、情報を収集・整理してまいります。

そして、手始めに区のホームページ等を活用して横断的にリンクを貼るなど、現状を改善しながら、引き続き新たなプラットフォームの構築に向けて研究してまいります。

また併せて、はばたきプランの一層の周知と推進を図りながら、発達に特徴のある子どもたちのライフステージに応じた切れ目のない支援が実現できるよう、鋭意取り組んでまいります。

<教育担当部長>

小野議員のご質問にお答えします。

一点目の「学びの選択、教育環境の選択について」のご質問です。

まず、フリースクールの対応に係る区における現状の把握についてですが、フリースクールについては、令和元年10月の文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」で、学校外の施設において相談・指導を受け、一定の要件を満たす場合に、これら施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとなっております。出席扱いとする一定の要件については、各校が対象となる児童・生徒や受け皿となるフリースクールが条件を満たしているかなど、そ

それぞれの事情に応じて判断するため、一律の判断はできないと承知しております。教育委員会といたしましては、この文部科学省通知に基づき、各校で不登校状況にある児童・生徒その保護者が、関係機関との適切な連携や個々の実態に応じた配慮が図れるよう今後も周知を図ってまいります。

次に、納得のいく教育環境での学びの支援についてですが、フリースクールで学ぶ児童・生徒が、地域の学校との連携なしに、学校教育法第一条に定める学校に進むことについて課題があるのは議員ご指摘の通りです。現在は、先にも述べた通り、学校に在籍しながら不登校の状況にある児童・生徒については、各校において、個々の実態に応じた支援をしているところです。引き続き、各校が適切な運用ができるよう、学校や関係機関と連携してまいります。

次に、フリースクールと在籍校との連携モデル事業のご提案についてですが、教育委員会では、学校と協働して、「学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合」や「自宅において ICT を活用した学習活動を行った場合」等において、フリースクールでの学びや学校との連携の状況が、それぞれの要件に当てはまり、指導要録上出席になるか関係各所と確認し精査しています。現時点でも、こうした要件を満たした場合に卒業につながった事例もありますので、ご提案のようなフリースクールと在籍校の連携が図ることができれば、個々の状況により判断することとなります。

二点目の、発達に特徴があり成長過程で個別対応が必要な子ども達の成長支援、学習支援を区は具体的にどう支えるのかのご質問です。

ご質問のうち、発達障害に関する知見と実践的手法向上に関する実証実験のご提案についてですが、これまでも、幼稚園・小学校・中学校等の教職員向けに、それぞれの職層や経験年次、校務等に応じ、その内容を精査することで、個々の課題に沿ったより効果的な研修となるよう、工夫を重ねて特別支援教育についての研修を実施してまいりました。今年度は、保育所等の保育士向けにも実施し、すでに、5月に区立保育園で、保育士を対象に研修を実施したところです。ご提案をいただいた、ICT環境を用いたオンデマンドなどによる手法についても検討してまいります。

今後も、現場の声を聴いていくとともに、区内における研修の充実や派遣している心理等の専門家による助言を重ね、知見向上を図ってまいります。

三点目の、小学生の重すぎるランドセル問題のご質問です。

児童・保護者への周知についてですが、教育委員会では、平成30年9月の文部科学省通知「児童生徒の携行品に係る配慮について」に基づき、各学校で適切な配慮が図れるよう校園長会で周知を図っております。各小学校においては、家庭学習で使用する予定のない教科書や教材等について置いて帰ることを認めたり、学習用品の中で大きい習字道具や鍵盤ハーモニカなどは計画的に持ち帰らせたりするなど、工夫して対応しているところです。また、保護者への周知のタイミング等については、入学や進級などの時期や担任によって解釈や周知に齟齬がないように、学校で検討するようあらためてお願いしたところです。なお、昨年11月に整備した一人一台タブレット端末には、デジタル教科書として「国語」と「算数」がインストールされていることから、携行品や持ち帰りの時期についても選択の幅が広がると考えております。

引き続き、子どもの発達段階や学習上の必要性、通学上の負担の実態等を考慮し、学校とも連携しながら携行品の重さや量の軽減について検討して参ります。

今後の教育のあり方検討について

1 現状と課題

- (1) 児童・生徒数の急増による学級編制への影響や教室不足等が生じている。
- (2) 諸室の改修等による普通教室の増設や、新校舎整備に合わせた教室数増設等を行っているが、その対応も限界にきている。
- (3) 令和7年度までの5年間で、小学校の学級人数を段階的に35人とする必要がある。
など

2 検討体制

- (1) 「今後の教育のあり方検討協議会」の設置

学識経験者、学校関係者等で構成する協議会を設置し、検討・協議を行う。

「今後の教育のあり方検討協議会」委員一覧

氏名	役職等
宇田 剛	大妻女子大学教職総合支援センター教授、 前東京都教育委員会教育監
藤井 千恵子	国士舘大学体育学部教授、元千代田区教育委員会指導主事
日永 龍彦	山梨大学大学教育センター教授、 千代田区教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価有識者
清水 明	千代田区立九段小学校校長、千代田区立小学校長会会長
長田 和義	千代田区立麴町中学校校長、千代田区立中学校長会会長
小林 晶子	千代田区立いずみこども園園長、 千代田区立幼稚園・こども園長会会長
堀米 孝尚	千代田区教育長

- (2) 部内PTの設置

子ども部内関係各課の職員で構成するPT(プロジェクトチーム)を設置し、課題解決に向けた意見交換等を行う。

3 今後のスケジュール

令和3年7月28日(水)	第1回検討協議会
9月、11月、令和4年1月	第2回～第4回検討協議会及び教育委員会報告
令和4年3月	検討協議会報告書の取りまとめ
令和4年度	基本方針の策定、中長期的な計画の検討

軽井沢少年自然の家のあり方検討について

1 背景と現状

- 校外学習の場として活用していた軽井沢少年自然の家のⅠ期施設は、平成28年から休館。現在はⅡ期施設(メレーズ軽井沢)のみ運営している。
- 令和2年10月の予算・決算特別委員会で、「売却はしない。」「議会と相談をして、お互い知恵を出し、千代田の子どもたちのために良い施設とする。」という2点を議会と区で約束した、と整理された。

2 活用される施設にするための検討事項

【ソフト面】

- 本施設を活用したICT教育、外国語教育の推進
- 軽井沢でしかできない・ならではの体験活動(星の観察、スキー等)
- 年間を通した活用(教員研修、地域開放等)
- 不登校や特別な支援が必要な児童・生徒の活用 等

【ハード面】

- 建て替え又はリノベーションを前提として
 - ・バリアフリー
 - ・高速大容量の通信ネットワーク 等

【その他】

- 長野県、軽井沢町の大学、学校等地元教育機関との連携

3 検討体制

「軽井沢少年自然の家のあり方検討協議会」委員一覧

氏名	役職等
佐藤 久美子	玉川大学大学院教育学研究科名誉教授
佐藤 和紀	信州大学教育学部助教、元東京都公立学校教員
小林 勇司	元千代田区立麴町小学校・お茶の水小学校校長
赤坂 寅夫	元中央区立佃中学校校長、元千代田区教育委員会指導主事
櫻井 千佳子	武蔵野大学グローバル学部教授
中村 裕子	千代田区立麴町小学校校長
堀越 勉	千代田区立神田一橋中学校校長
佐藤 尚久	千代田区教育委員会事務局子ども部教育担当部長

4 今後のスケジュール

令和3年7月19日(月)

第1回検討協議会

9月、11月、令和4年1月

第2回～第4回検討協議会及び教育委員会報告

令和4年度

基本方針及び施設整備計画の策定

麴町小学校普通教室増に向けた改修工事について

1 工事概要

麴町区民館1Fの和室を麴町小学校の教室に改修する工事

(1) 工事の期間および工事内容

- ① 7月21日～9月末 ⇒ 1Fトイレの給排水・内装改修
- ② 8月初旬～10月末 ⇒ 1F廊下・手洗い：給排水、空調、電気設備ほか
⇒ 和室の教室化：空調、電気設備、内装ほか

(2) 参考（その他の工事）

和室の教室化工事と合わせ、次の改修工事も実施

- ・プールホール空調改修工事
- ・出張所ロビー高天井照明改修工事

(3) 安全対策

- ① 囲い設置等による作業区域および動線の明確な区分け
- ② 適宜、誘導員の配置による案内

2 改修後の教室数など

(1) 対応内容

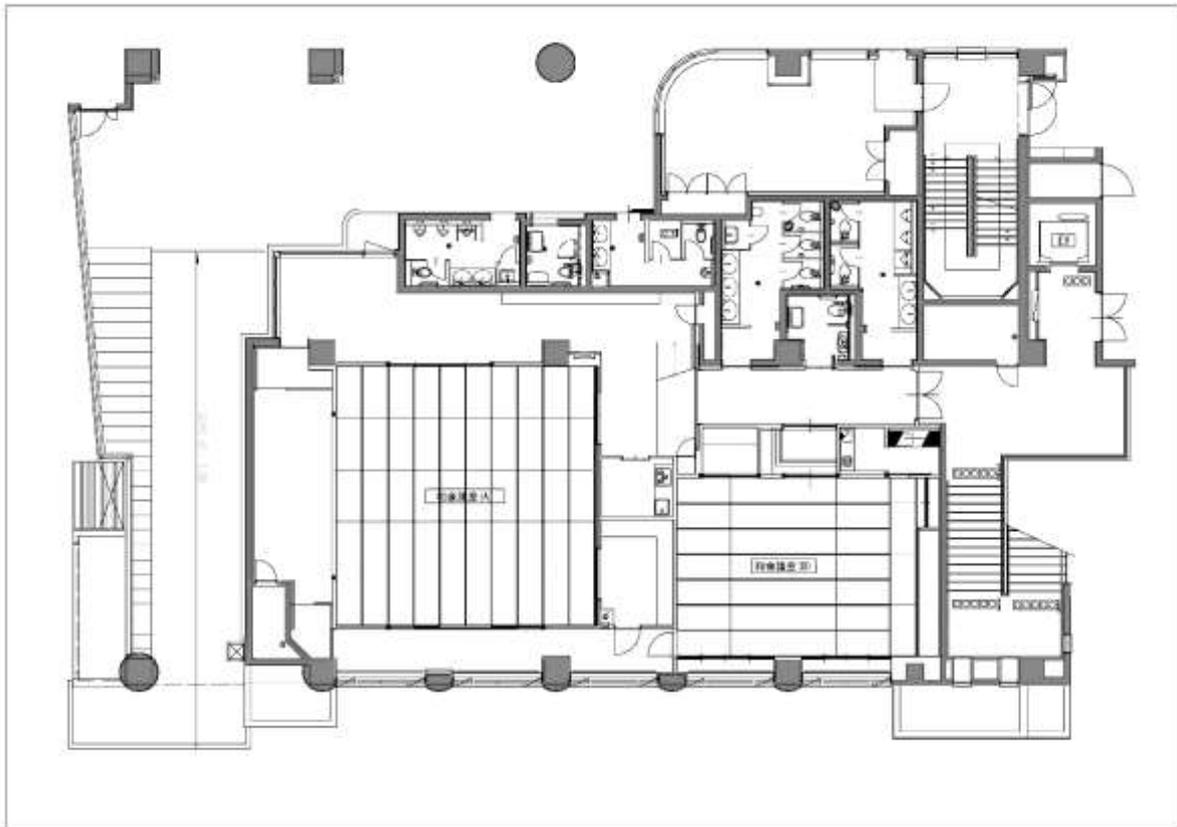
麴町区民館の1Fの和室2室を普通教室3室に改修

※1F和室の改修前後について（裏面）

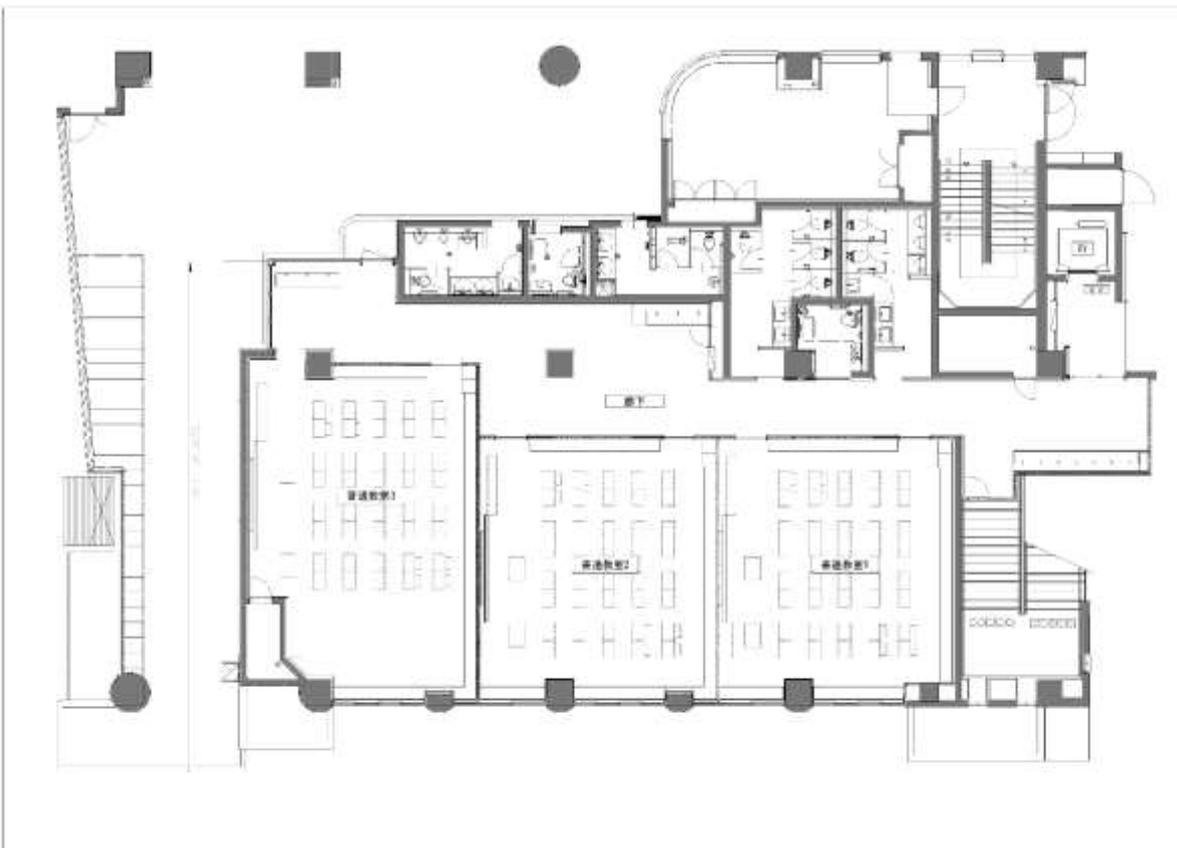
(2) 改修後の教室数等

- ① 普通教室：18 ⇒ 21
- ② その他
 - ・特別教室【理科室1、図工室1、音楽室2、家庭科室1、図書室1】
 - ・特別支援教室2、多目的室1、ランチルーム1

【現況】

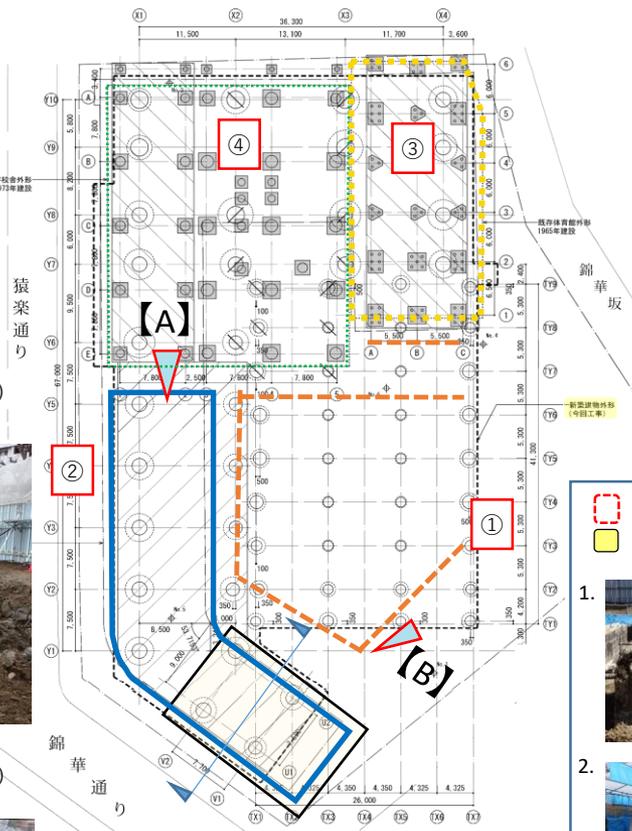


【改修後】



区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事について

- ① 大正元年 木造3階建て (1916)
校舎 1925 焼失
- ② 昭和元年 RC造3階建て (1925)
校舎 1973 解体
- ③ 昭和40年 RC造3階建て (1965)
屋内体育場 兼 講堂 2020 解体
- ④ 昭和48年 RC造5階建て (1973)
校舎 2020 解体



【A】 旧錦華小学校 (昭和元年築)
地下無基礎



【B】 旧錦華小学校 (昭和元年築)
躯体外側



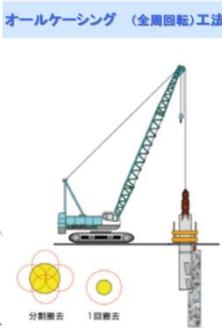
昭和48年頃に埋め戻された
アスベスト混入土の範囲



【C】

旧錦華小学校 (昭和元年築)
アスベスト混入土 袋詰め

【D】 CD機解体
杭抜き研究会 HPより



【E】 SMW(遮水性山留壁)
SMW協会 HPより



【F】 切梁り (例)



- ・床付け完了までは新たな地中障害が発見される恐れがあります。
- ・改築工事に支障ない部分は残置予定。

【工事手順のイメージ】

1. アスベスト含有アスファルト防水の先行除去
2. 解体重機による地下躯体解体
3. 健全土による埋戻し
4. CD機搬入・組み立て
5. CD機オールケーシング工法【図D】による解体・埋戻し
6. SMW(山留め)【図E】
7. 新築用杭・埋戻し
8. 掘削 (取残し部分の解体・処分)

イメージ図

U1 U2

U1 U2

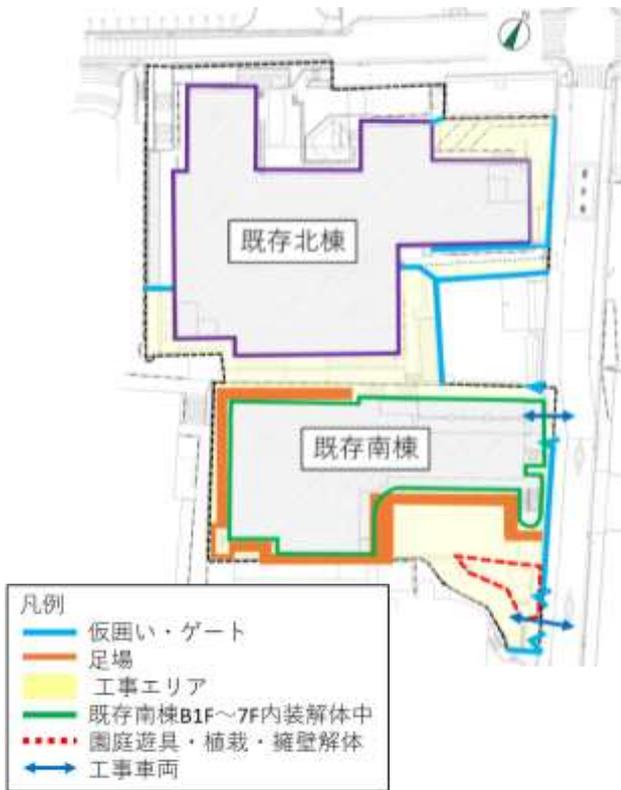
U1 U2

U1

床付け ▼ GL-15m

(仮称) 四番町公共施設整備について

○工事状況



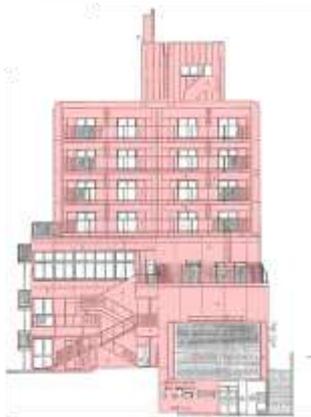
現況配置図



擁壁解体状況



ゲート・足場設置状況



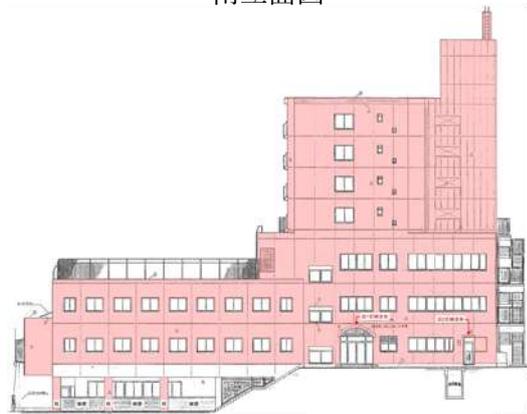
東立面図



南立面図



西立面図



北立面図

南棟外壁塗材石綿含有範囲

○設計時に石綿含有としていた部材



天井ボード材



煙突断熱材



配管エルボ保温材



ダクトパッキン

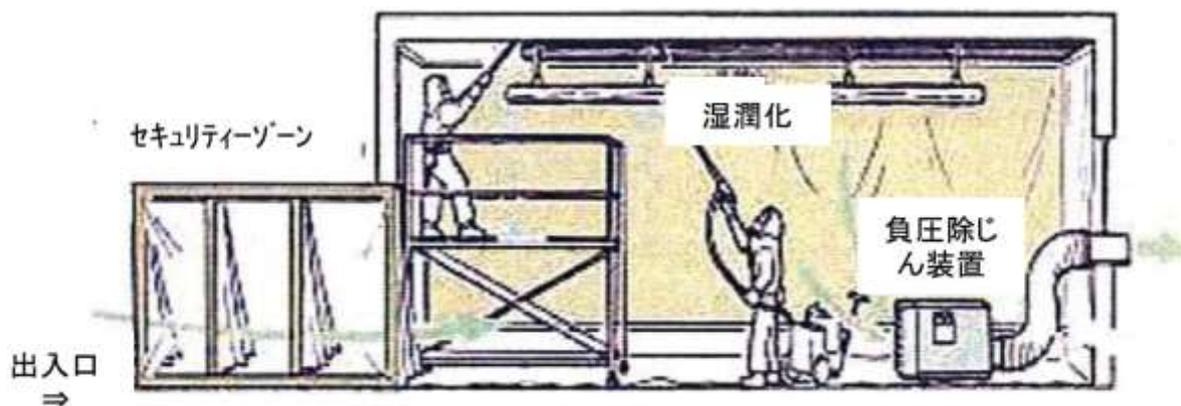
○再調査により追加した石綿含有外壁塗材



石綿含有外壁塗材



石綿含有塗材除去作業（イメージ）



隔離養生による石綿含有塗材除去作業（イメージ）



千代田区立学校・園長 殿

千代田区教育委員会

教育長 堀米 孝尚

まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和3年5月31日付3千子指導収第456号にて、新型コロナウイルス感染症対策の徹底について依頼をしております。

このことについて、国の、東京都のまん延防止等重点措置への移行及び、東京都教育委員会教育長からの別添写し令和3年6月18日付3教総総第744号の通知を受け、千代田区立学校・園の対応について、下記のとおりご対応をお願いいたします。

各学校・園においては、下記のとおり、学校・園における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策の継続をお願いします。また、幼児・児童・生徒等一人ひとりが感染症対策を徹底するよう指導するとともに、学校外における感染症対策の一層の徹底についても、保護者の皆様にも周知いただくようお願いいたします。併せて、教職員等においても同様に感染症対策を徹底するようお願いいたします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校・園は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかに対応していただきますようお願いいたします。

記

1 学校・園運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校・園の運営を継続する。

対面での指導を基本とするが、感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変更するなどの対応を行うことができるものとする。

2 基本的な感染症対策の実施について

(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養する）
- 登校時の健康チェックを行う。（登校前に行った検温、健康観察について、登校後に確認する）
- 教室等における密集を回避する。（幼児・児童・生徒等同士の間隔について一定の距離を確保）
- 30分に1回以上換気を行う。
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）をする。
- 授業終了後は速やかに帰宅する。
- 新型コロナウイルス感染症の正しい理解とともに、令和3年5月21日付「学校生活のコロナ対策（動画・リーフレット）の活用について」に基づき、児童・生徒等一人ひとりに対して、感染症対

策の一層の徹底に向けた指導を行う。

(2) 家庭における感染症対策の依頼

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察をする。（家族に何らかの症状が見られる場合、幼児・児童・生徒等は無理せず休養する ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気を行う。
- 手が触れる場所などの消毒をする。
- 不要不急の外出を自粛する。

(3) 教職員等の健康管理の徹底

①基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際も必ずマスク着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）
- 出勤時の健康チェックを行う。（検温結果等を記録する。）
- 委託事業者等に対しても健康管理を徹底すること。

②昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。（黙食の徹底）
- 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

③勤務時間外における感染症予防策の徹底

- 不要不急の外出を自粛する。
- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際も必ずマスク着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。（同居者等の家族にも協力を再度要請）
- 十分な換気を行う。
- 手が触れる場所などの消毒をする。

3 教育活動に関すること

(1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。（黙食の徹底）
- 幼児・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(2) オンライン学習等への準備及び実施について

対面での指導を基本とするが、感染の状況に応じて、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施できるものとする。また、各学校においては「Teams」を活用した計画的なオンライン学習、発信による家庭学習の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めること。

(3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について

- 各学校において、学習活動を実施する中で、感染症対策を十分に講じることができない場合は、その学習活動については実施を控える。

(例)

- ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭、技術・家庭における調理実習
- ・体育、保健体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習
- ・体育科、保健体育科等における水泳指導や幼稚園・こども園における水泳指導、水遊び

○園においては、保育の目的を考慮しながらも、狭い空間や密閉空間での活動とならないこと、手洗いの指導を徹底するなど配慮するとともに、幼児同士が近距離に接触する活動が長時間とならないよう、発達段階に応じた活動時間の設定を工夫する。

○特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級においては、個々の指導内容によっては、近距離での会話や発声、食事介助等の際にマスク着用等の対応が取れない場合はアクリル板やフェイスシールドの活用を、教師と児童・生徒との接触が必要な場合は、指導方法を見直し、最大限の配慮をしながら指導を実施する。

○外部人材を活用した授業・保育等は、感染症対策を講じた上で、可能な範囲で実施することができる。

○放課後は速やかに帰宅する。不要不急の外出は避ける。

○感染症対策を一層徹底するとともに、熱中症事故の未然防止を徹底する。

(4) 児童・生徒等への個別の配慮

○特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。

○感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。

○令和3年4月22日付3教指企第188号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」に基づき、児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようアンケートを実施したり、保護者や地域に対して、家庭における見守り等を依頼したりする。また、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

(5) 学校行事等について

○都内における校外での活動は可能とし、都外における校外での活動は延期又は中止する。都内で実施する場合は、参加人数や移動手段、活動内容等について、感染症対策を踏まえた工夫を行う。

(6) 部活動について

○都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。また、熱中症事故の未然防止を徹底する。

○大会等に参加する場合や定期演奏会等を実施する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。

○大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。

○大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は可能とし、実施する場合は、各学校長

の責任の下、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。

○合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、まん延防止等重点措置期間中は、中止とする。

○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。

- ・感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- ・プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
- ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。

○学務課学校運営係

TEL 03-5211-4357

○指導課指導主事

TEL 03-5211-4286

○指導課管理係

TEL 03-5211-4285

○子ども支援課

TEL 03-5211-4229

【別紙】

緊急事態宣言に係る前回通知（5月31日付）からまん延防止等重点措置に係る
今回通知（6月21日付）への変更点

<基本的な感染症対策の実施について>

令和3年5月31日付3千子指導収第456号	令和3年6月21日付3千子指導収第646号
<p>(3) 教職員等の健康管理の徹底</p> <p>②昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底</p> <p>○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。</p>	<p>(3) 教職員等の健康管理の徹底</p> <p>②昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底</p> <p>○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。<u>(黙食の徹底)</u></p>

<教育活動に関すること>

令和3年5月31日付3千子指導収第456号	令和3年6月21日付3千子指導収第646号
<p>(1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の徹底</p> <p>○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。</p>	<p>(1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の徹底</p> <p>○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。<u>(黙食の徹底)</u></p>
<p>(3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について</p> <p>記載なし</p>	<p>(3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について</p> <p>○感染症対策を一層徹底するとともに、熱中症事故の未然防止を徹底する。</p>
<p>(5) 学校行事等について</p> <p>○児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事は、緊急事態宣言期間中は延期又は中止とする。</p>	<p>(5) 学校行事等について</p> <p>記載なし</p>
<p>○校外での活動は、各学校長の判断の下、児童・生徒等の心身の健康等を維持するため、例えば、学年や学級単位の実施、都内における徒歩圏での実施や貸切バスでの移動、昼食時間帯を避けた半日の実施等、実施方法等を工夫して行うことができる。</p>	<p>○都内における校外での活動は可能とし、都外における校外での活動は延期又は中止する。都内で実施する場合は、参加人数や移動手段、活動内容等について、感染症対策を踏まえた工夫を行う。</p>

<部活動について>

令和3年5月31日付3千子指導収第456号	令和3年6月21日付3千子指導収第646号
<p>○緊急事態宣言期間中は、全ての部活動を中止する。ただし、各学校長の責任の下、大会等への出場は可とし、大会等参加に伴う練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等は認める。なお、活動に当たっては、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底するとともに、熱中症事故の未然防止を徹底する。</p>	<p>記載なし</p>
<p>○都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。</p>	<p>○都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。また、熱中症事故の未然防止を徹底する。</p>
<p>○大会等に参加する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。</p>	<p>○大会等に参加する場合や定期演奏会等を実施する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。</p>
<p>記載なし</p>	<p>○大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は可能とし、実施する場合は、各学校長の責任の下、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。</p>
<p>○合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、緊急事態宣言期間中は、中止とする。</p>	<p>○合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、まん延防止等重点措置期間中は、中止とする。</p>
<p>○吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等の集客を伴うイベントは、緊急事態宣言期間中は実施しない。</p>	<p>記載なし</p>

区立小学校の特別支援学級新設について

1 小学校の特別支援学級の状況

特別支援学級は、知的発達に遅れがあり、意思疎通に軽度の困難があつて、日常生活のために一部援助の必要がある児童が、発達状況に応じて少人数で学ぶ学級である。現在、千代田区で特別支援学級を設置しているのは千代田小学校1校であり、千代田区全域からの児童を受け入れている。

2 小学校の特別支援学級新設に向けた背景

(1) 麴町地区における特別支援学級の必要性

現在、千代田小学校の特別支援学級に在籍する児童は25名であり、7割を超える児童が麴町地区（麴町・九段・番町・富士見小学校の通学区域）から通学をしている。児童がより生活圏に近い地域、慣れた環境で学校生活を送るためには、麴町地区における特別支援学級の設置が必要である。

(2) 富士見小学校における特別支援学級新設の検討

千代田小学校の特別支援学級へ通学している児童のうち、全体の4分の1程度の児童が富士見小学校の通学区域から通学している。また、麴町地区の小学校では、児童数増加等の影響で教室不足が課題となっている中、当該小学校では施設の対応が可能である。

(3) 対象児童の増加

令和3年度、千代田小学校では知的障害特別支援学級を4学級設置し、25名の児童を受け入れている。増加傾向である児童の受け入れを今後も継続して可能とするため、千代田小学校の他にも特別支援学級の新設を検討する必要がある。

(参考)

千代田小学校特別支援学級の児童数（人）

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
知的障害（固定）	25	20	19	12

3 今後のスケジュール

- 6月中旬 東京都教育委員会ヒアリング
- 6月18日 地域文教委員会報告
- 6月22日 教育委員会報告
- 7月1日 校園長会報告
- 7月初旬 保護者説明会
- 9月中 千代田小学校 特別支援学級保護者 転校意向確認
- 令和4年4月 富士見小学校に特別支援学級新設（予定）

いじめ、不登校、白鳥教室の状況(令和3年5月末の報告)

教育委員会資料
令和3年6月22日
指導課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数			白鳥教室利用者数	
		今月未解消	今年度解消(転出含)	今年度累計	今月不登校者	今年度学校復帰(転出含)	今年度累計	今月利用数	先月末利用数
小学校	1年	1 (+1)		1	1		1		
	2年	2 (+1)		2	1		1		
	3年								
	4年				1		1	1	1
	5年	1 (+1)		1	2		2		
	6年	1 (+1)	1	2	4		4		
中・中等(前期)	1年				3		3	2 (+1)	1
	2年				3		3	3	3
	3年	2		2	5		5	4 (+2)	2
中等(後期)	4年							/	/
	5年								
	6年				1		1		
計	合計	7	1	8	21	0	21	10	7

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
子ども総務課
令和3年6月22日

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
6	22	火	16:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
6	23	水	13:00~	保幼小合同研修会 ◎	和泉小学校	教育委員出席
6	24	木				
6	25	金		指導課訪問(千代田小学校)◎延期	千代田小学校	教育委員出席
6	26	土		学校説明会	神田一橋中学校	
6	27	日				
6	28	月				
6	29	火				
6	30	水		指導課訪問(昌平幼稚園)◎	昌平幼稚園	教育委員出席
7	1	木				
7	2	金				
7	3	土				
7	4	日				
7	5	月		指導課訪問(昌平小学校)◎	昌平小学校	教育委員出席
7	6	火				
7	7	水	13:30~	音楽鑑賞教室	東京芸術劇場	教育委員出席
7	8	木				
7	9	金				
7	10	土	9:00~	学校説明会①(オンライン) 学校説明会 天体観望会①(オンライン動画配信)	九段中等教育学校 麹町中学校 九段中等教育学校	
7	11	日				

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
7	12	月				
7	13	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
7	14	水				
7	15	木	13:30~	教科書懇談会	教育委員会室	教育委員出席
7	16	金		指導課訪問(ふじみこども園) ◎	ふじみこども園	教育委員出席
7	17	土	10:00~	GIGAスクール構想 保護者セミナー	オンライン	
7	18	日				
7	19	月				
7	20	火				
7	21	水				
7	22	木				
7	23	金				
7	24	土				
7	25	日				
7	26	月				
7	27	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
7	28	水				
7	29	木				
7	30	金				
7	31	土				

「広報千代田」
7月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 16件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
1	子育て推進課 子ども関係の各種手当現況届の提出を	「児童手当」「次世代育成手当」「児童育成手当」を受給している方の現況届提出案内(督促)			
2	児童・家庭支援センター 子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う、千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会	7月30日(金)10時30分～11時30分	あい・ぼーと麹町(三番町7)	NPO法人あい・ぼーとステーション
3	子ども施設課 昌平童夢館外壁改修工事と昌平まちかど図書館、コミュニティスクール(昌平童夢館)開館時間変更のお知らせ	昌平童夢館外壁改修工事とそれに伴う施設利用の変更について周知	7月20日(火)～12月28日(火)	昌平童夢館	
4	文化振興課 ポコラート世界展	国内外の障害アーティストなどによる芸術作品を展示する「ポコラート世界展」をアーツ千代田3331で開催	7月16日(金)～9月5日(日)	アーツ千代田3331(外神田6-11-14)	
5	文化振興課 第1回こども体験教室「手描提灯をつくらう」	区内小学生の親子を対象とした歴史や文化を体験するワークショップ	8月22日(日)14時～16時30分	日比谷図書文化館(日比谷公園1-4)	
6	文化振興課 図書フロア企画展示「青の本棚」	「青」という言葉から連想されるイメージをテーマごとに展示	～10月15日(金)	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館
7	文化振興課 四番町図書館 おはなし会	毎月開催している四番町図書館のおはなし会	第1・第3金曜15時30分～、毎週土曜11時～	2階児童室	四番町図書館

8	文化振興課	図書館で学ぼう！夏のわくわく課外授業2021	それぞれの専門分野の先生に学ぶ、学校とはひと味違った課外授業を図書館で実施	①8月〇日(日時未定)②8月19日(木)11時～、14時30分～(仮)	日比谷図書文化館4階スタジオプラスほか	千代田図書館
9	文化振興課	千代田区夏休み伝統文化親子教室	能楽・三味線・茶道の体験教室	7月25日(日)～8月28日(土)	紫山会館(六番町7-5)	伝統の橋がかり
10	文化振興課	千代田図書館 開館時間繰り上げ	小・中・高生の読書活動を推進するため、夏休み期間中、開館時間を1時間早める告知	7月21日(水)～8月31日(火)	千代田図書館	千代田図書館
11	生涯学習・スポーツ課	ジュニアカレッジ「メダカのボトルアクアリウム」	在住在勤者を対象としたミニチュア・アクアリウムを作る講座	8月14日(土)10時～11時30分、14時～15時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
12	生涯学習・スポーツ課	すぼすたちよだクラブ スタディ(文化学習)プログラム	すぼすた会員でない方も参加できる講座を開催。季節の食材を取り入れ簡単にできるレシピを紹介	8月25日(水)18時30分～20時30分	スポーツセンター	九段生涯学習館
13	生涯学習・スポーツ課	令和3年度教養講座『「鬼」とは何者なのか？～伝承から見る鬼の正体』	妖怪研究の第一人者が鬼について語るオンライン開催	8月23日(月)19時～20時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
14	生涯学習・スポーツ課	たのしくフラダンス	15歳以上の方(中学生を除く)を対象としたフラダンス教室	8月15日(日)～10月3日(日)の毎週日曜(全8回)13時30分～14時30分	スポーツセンター	スポーツセンター
15	生涯学習・スポーツ課	短期小学生苦手克服教室～水泳～	小学1～2年生を対象とした水泳の苦手意識を克服するクラス	8月14日(土)～28日(土)の毎週土曜(全3回)①9時～9時50分②10時～10時50分	スポーツセンター	スポーツセンター
16	生涯学習・スポーツ課	キッズダンス(幼児・小学生クラス)	幼児・小学生を対象としたダンス教室	8月17日(火)～10月12日(火)の毎週火曜(9/21を除く全8回)	スポーツセンター	スポーツセンター